

那城越來、美里、具志川の諸府此に屬す、山南を島尻省とす、大里、玉城、豊見城、小祿、兼城、高嶺、佐敷、知念、具志頭、麻文仁、眞壁、喜屋武の諸府此に屬す、山北を國頭省とす、金武、恩納、名護、久志、羽地、今歸仁、本部大宜味、國頭の諸府此に屬す、國王のみやこする處を首里と云、湊を那霸と云、大港也、屬島三十六あり、遠近つらなりめぐる、海上の里數南北三千里、東西六百里なり、諸島は察侍紀官を遣して治しむ、此を奉行といふ、大平山、八重山、大島は、島大なるゆへ三人、馬齒は二人、其外は各一人也、只巴麻、伊計、椅山硫黃の四島は、尤小なれば官をおかず、土著の頭目官をして治めしむ、

〔琉球國事略〕異朝の書に見えし琉球國の事

琉球は、其國大小の二ツ有り、今の中山は、其大琉球の國なり、

小琉球の國は、中國に通る事なしと見えたり、某琉球の人此事を問しに、小琉球といふ所詳ならず、今の大島の地を申せしにやと申す、此せつ心得ず、異朝の書に、小琉球は泉州の地に彭湖といふ所と煙火相望むといひ、又閩中の鼓山に上りて望むべしといふ、然らば閩中に近き海上に有や、大島ならんには、閩を去る事數千里を隔つ、又朝鮮の書に、小琉球の地は、琉球の東南水路七八日が程にあり、國に君長もなく、人みなたけたかく大にして、衣裳といふもなし、人死しぬれば、其親族集りて其肉をくらひ、其頭にうるしぬりて飲器とすといふ事あり、是も亦信用に足らず、

〔中山傳信錄四〕琉球地圖○略地

琉球始名流虬、中山世鑑云、隋使羽騎尉朱寬至國、于隋書始見、則書流求、宋史因之、元史曰瑠求、明洪武中、改琉球國、在閩福州正東一千七百里、偏南三里、其地形東西狹、寬處十數里、南北長四百四十里、自中山首里南至喜屋武邊海、緊行一日半、北至國頭邊海、緊行三日半、明永樂以前、國分爲三、曰中山、曰山南、曰山北、宣德并爲一、分爲三省、中山爲中頭省、屬府十四、山南爲島窟省、屬府十